

令和 7 年 11 月 28 日  
社会福祉法人七戸福祉会  
理事長 野田幸子

「(仮称) 特別養護老人ホーム クオレ七戸」新築及び既存「城南福祉プラザ」  
増改築工事に関する厨房機器の整備に係る一般競争入札

1、契約担当者

社会福祉法人七戸福祉会 理事長 野田幸子

2、一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(1) 社会福祉法人七戸福祉会が取得する物品（以下「調達物品」という。）

別紙 仕様書のとおり

(2) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日

(3) 納入場所 青森県上北郡七戸町字太田野 19 番地 4

3、入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒039-2514

青森県上北郡七戸町字太田野 19 番地 4

社会福祉法人七戸福祉会

T E L 0176-62-5200 (担当: 戸舎)

F A X 0176-62-5219

[jyohnan\\_day@hyper.ocn.ne.jp](mailto:jyohnan_day@hyper.ocn.ne.jp)

4、技術的事項に関する問合せ先

同上

5、入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 1 月 9 日 13 時 30 分

(2) 場所 青森県上北郡七戸町字太田野 19 番地 4

社会福祉法人七戸福祉会 理事長室

6、入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 7、入札に参加する者に必要な資格

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2)令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3)物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4)一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5)調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。
- (6)取得物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 8、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1)入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））に次に掲げる関係書類を添えて、社会福祉法人七戸福祉会に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。なお、関係書類のうち、イからエまでについては、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名しなければならない。
  - ア、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
  - イ、納入実績証明書（別紙様式2）
    - (ア)調達物品又は同一の種類の物品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）
    - (イ)契約書（写）その他
  - ウ、調達物品の仕様に関する調書（別紙様式3）
    - カタログその他を添付すること。（別紙仕様書の仕様を確認できるものであること。）

## (2)申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和7年12月20日までに社会福祉法人七戸福祉会に提出しなければならない。(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

## (3)申請書の提出場所

〒039-2514

青森県上北郡七戸町字太田野19番地4

社会福祉法人七戸福祉会

T E L 0176-62-5200 (担当:戸舎)

F A X 0176-62-5219

[jyohnan\\_day@hyper.ocn.ne.jp](mailto:jyohnan_day@hyper.ocn.ne.jp)

## 9、落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製品に係る入札書を落札対象とする。

## 10、入札価格等

### (1)入札価格

入札価格は、契約希望金額の総額とする。

### (2)入札書(別紙様式4)の記載要領

ア、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ、入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名(入札に係る物品の名称及び数量)を記載の上、入札者の住所及び氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印(外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名)しなければならない。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名(法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印しなければならない。

## 11、入札書の提出方法等

- (1)委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式5）を入札前までに社会福祉法人七戸福祉会に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2)郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称）、入札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「令和8年1月9日入札、件名（入札に係る物品の名称）入札書在中」と朱書きの上、社会福祉法人七戸福祉会理事長あてに「親展」により令和8年1月8日までに提出しなければならない。
- (3)電話、電報、ファックス、Eメールによる入札は、認めないものとする。

## 12、入札の立会い等

- (1)入札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2)入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

## 13、入札執行回数

原則として3回を限度とする。

## 14、入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条を準用する。

### （契約保証金）

第一百五十九条 契約担当者等は、契約者をして、契約金額の百分の五（一件五百万円を超える工事の請負契約にあつては、十分の一）以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- 一 契約者が保険会社との間に県（“七戸福祉会”と読み替える）を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたつて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 三 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

四 第百五十七条第二項及び政令第百六十九条の七第二項の規定により延納の特約をした場合において、第百三十二条第二項に規定する有価証券等を担保として提供したとき。

五 物件の売払いの場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

六 隨意契約による場合で、契約金額が百五十万円以下であり、かつ、契約不履行のおそれがないとき。

七 不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他の契約をする場合で、契約の性質上、契約保証金を徴することが適當でないと認められるとき。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによつてこれに代えることができる。

一 第百三十二条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券

二 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

三 その他知事が確実と認めた担保

3 前項第二号の担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第百三十三条及び第百三十四条の規定は、第一項の契約保証金の納付についてこれを準用する。この場合において、同条中「契約締結前」とあるのは、「契約履行前」と読み替えるものとする。

## 15、落札者の決定方法

(1) 9により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16、再度入札等

(1) 開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行つた者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

(2) 無効の入札を行つた者及び入札を辞退した者は再度の入札に参加することはできない。

(3) 2回目の入札に付し落札者がない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行つた者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

(4) 3回目の入札に付し、落札者がないときは、最低価格の入札者との随意契約により契

約を締結する。

## 17、入札の無効

- (1)入札の参加資格のない者がした入札
- (2)同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3)公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4)入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5)その他入札条件に違反した入札

## 18、入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定を準用する。

(落札者の決定に関する通知等)

第百五十条の十 特定調達契約につき郵便による入札をした者が落札者となつた場合における第百四十二条第二項の規定の適用については、同項中「その場において口頭で」とあるのは、「書面により」と読み替えるものとする。

2 契約担当者等は、特定調達契約につき一般競争入札に付した場合において、落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を落札者とされなかつた入札者に通知するものとする。この場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があつたときは、当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由(当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を当該請求を行つた入札者に書面により通知するものとする。

## 19、契約の締結

- (1)落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2)落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

## 20、検査

検査は、青森県財務規則第163条を準用するほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

(検査)

第百六十三条 契約担当者等は、自ら、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約の履行に係る検査を行ない、又は職員をして行なわせる

ものとする。

- 2 契約担当者等及び契約担当者等から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては検査調書(第九十五号様式)を作成するものとする。ただし、契約書及び請求書等を省略した契約、単価契約に係るものその他知事が別に定めるものについては、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により検査調書の作成を省略した場合においては、契約担当者等及び契約担当者等から検査を命ぜられた職員は、その代金の支払に係る請求書、その契約に係る第二十五条の書面等に契約を履行した旨及びその年月日を記載し、その事実を証明するものとする。

## 21、契約代金の支払方法

契約代金は、20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

## 22、その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)を準用する。

### 入札者心得書

(競争入札の参加者の資格)

第一条 競争入札には、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、三年以内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約(仮契約)を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(一般競争入札参加の申出)

第二条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに、前条第一項に規定する者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者等にその旨を申し出なければならぬ。

- 2 前項の申出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行わなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の規定による申出は、契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に契約担当者等に到達したものとみなす。

(入札保証金)

第三条 入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の百分の五以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによつて、これに代えることができる。
  - 一 政府の保証のある債券
  - 二 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
  - 三 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(以下「金融債」という。)
  - 四 その他知事が確実と認めた担保
- 3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
  - 一 国債及び地方債 政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件(明治四十一年勅令第二百八十七号)の規定及びその例による金額
  - 二 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の八割に相当する金額
  - 三 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
  - 四 その他知事が確実と認めた担保 別に定める額
- 4 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。)は、開札が終わつた後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約(仮契約)

を締結した後に還付する。

5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

6 落札者が契約(仮契約)を締結しないときは、入札保証金は県に帰属する。

(入札等)

第四条 入札に参加する者は、仕様書、図面、契約書(仮契約書)案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書(仮契約書)案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。

3 電子入札に参加する者(契約担当者等が入札書による入札を認めた者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定した日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 入札者は、その提出した入札書又は契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させた入札金額その他の事項の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

6 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。

7 入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

8 ~~入札は、郵便によって行うことができない。~~

(入札の辞退)

第四条の二 一般競争入札に参加する者及び指名業者(指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

2 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。

3 前項の書類の提出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行うことができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第四条の三 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年法律第五十四号)等に抵触する行為を行つてはならない。

- 2 入札に参加する者は、入札に当たつては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。
- 3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

(入札の中止等)

第四条の四 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

(無効の入札)

第五条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札の参加資格のない者がした入札
- 二 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- 三 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によつて行なわれたと認められる入札
- 四 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- 五 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札
- 六 その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第六条(A) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

第六条(B) ~~同価の入札をした者が三人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、直ちに、くじで先順位の落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。~~

(契約保証金)

第七条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の百分の五(一件五百万円を超える工事の請負契約にあつては、十分の一)以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによつてこれに代えることができる。

- 一 第三条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券
- 二 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証
- 三 その他知事が確実と認めた担保

- 3 前項第二号の担保の価値は、その保証する金額とする。
- 4 第三条第三項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約書の取りかわし)

第八条 落札者は、落札決定の日から七日(契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があつた旨の通知を受けた日から七日)以内に契約書(仮契約書)を取り交わさなければならない。ただし、契約(仮契約)締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 落札者が前項の期限(締結延期の承認を受けたときは、その期限)までに契約書(仮契約書)を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

(保証人)

第九条 落札者は、契約(仮契約)を締結するときは、建設工事若しくは一件五百万円を超えない製造の請負の場合又は物品の買入れの場合を除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

以上